

## 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A

### 1. 新型コロナウイルスに関する基礎情報について

#### <新型コロナウイルスの概要>

Q1 「コロナウイルス」とはどのようなウイルスですか。

A1 これまでに、人に感染する「コロナウイルス」は、7種類見つかっており、その中の一つが、昨年12月以降に問題となっている、いわゆる「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」です。このうち、4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10~15% (流行期は35%) を占め、多くは軽症です。残りの2種類のウイルスは、2002年に発生した「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」です。コロナウイルスはあらゆる動物に感染しますが、種類の違う他の動物に感染することは稀です。また、アルコール消毒 (70%) など感染力を失うことが知られています。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A (厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q1)

#### <新型コロナウイルスの感染経路>

Q2 新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。

A2 現時点では、飛沫感染 (ひまつかんせん) と接触感染の2つが考えられます。

(1) 飛沫感染 感染者の飛沫 (くしゃみ、咳、つば など) と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

※感染を注意すべき場面: 屋内などで、お互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすとき

(2) 接触感染 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付きます。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者に直接接触しなくても感染します。

※感染場所の例: 電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなど。

(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A (厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q4](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4)

## <基本的な感染防止策>

Q3 感染を予防するために注意することはありますか。心配な場合には、どのように対応すればよいですか。

A3 まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。  
具体的には、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行い、できる限り混雑した場所を避けてください。また、十分な睡眠をとっていただくことも重要です。  
また、人込みの多い場所は避けてください。屋内でお互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときはご注意ください。  
(参考) 新型コロナウイルスに関するQ&A (厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q13](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q13)

## 2. 廃棄物処理における新型コロナウイルス対策について

### <廃棄物処理に関する一般的事項>

Q4 新型コロナウイルス発生に伴いどのような廃棄物が排出されますか。

A4 医療機関や検査機関からは、新型コロナウイルスの診断、治療、検査等に使用された医療器材が感染性廃棄物として排出されます。また、一般家庭や事業所からは、新型コロナウイルス感染者の呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）が付着したティッシュ等が一般廃棄物として排出されます。

Q5 また、それらの廃棄物はどのように処理すればよいですか。

A5 医療機関等から排出される感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理してください。また、一般家庭等から排出されるティッシュ等については、ゴミ袋等に入れ封をして排出するなど、インフルエンザの感染に伴い排出される廃棄物と同様の方法で処理してください。

### <廃棄物処理事業者等が取るべき措置について>

Q6 新型コロナウイルスが流行しても、廃棄物処理事業は継続しなければならないのですか。

A6 廃棄物処理を含め、医療やライフライン関係事業者など、その事業の停止により最低限の国民生活の維持に支障をきたすおそれのある事業者については、新型コロナウイルス流行時においても、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に沿って、事業の継続が求められることになります。